

報告事項1

説明資料②

補助 230 号線大泉町三丁目地区地区計画原案

説明資料

平成 28 年 3 月

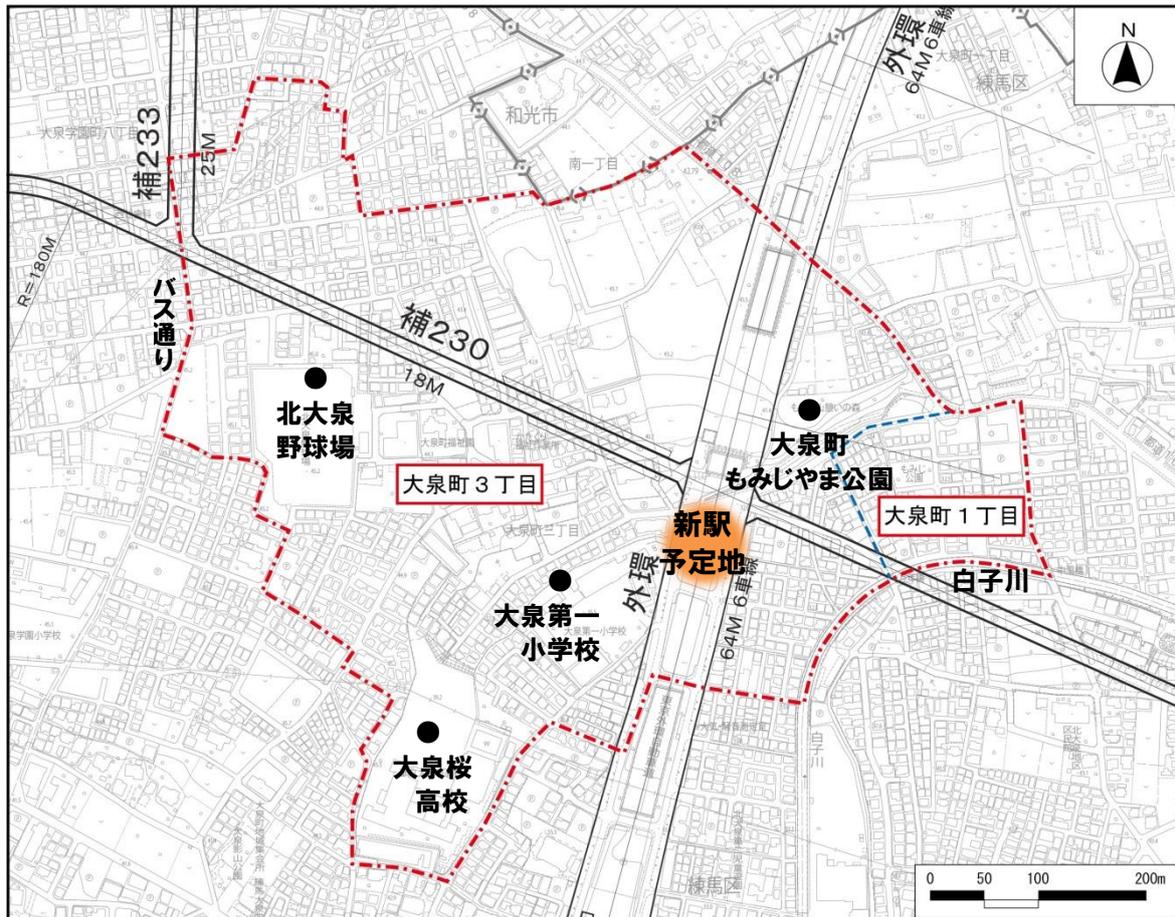
練馬区

## 1. 大泉町三丁目地区の概要

大泉町三丁目地区は、都市計画道路補助 230 号線（以下、「補助 230 号線」として記載）と東京外環自動車道が交差する場所に位置し、補助 230 号線を導入空間とする都営地下鉄大江戸線の延伸に伴う新駅の設置が予定されています。

大泉町三丁目全域と大泉町一丁目の一部区域を含む、約 32.8ha を地区計画の対象範囲としています。

大泉町三丁目地区の範囲



## 2. 都営地下鉄大江戸線の延伸（光が丘～大泉学園町）について

平成 12 年 1 月、運輸大臣（現：国土交通大臣）の諮問機関である運輸政策審議会（現：交通政策審議会）より、「東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画（答申第 18 号）」が示されました。

この答申の中で、光が丘から大泉学園町への延伸については、『目標年次（2015 年）までに整備着手することが適当である路線』に位置づけられています。

答申第 18 号の目標年次になり、東京都では、次期答申に向けて東京圏における今後の鉄道ネットワークのあり方等について検討した結果を、平成 27 年 7 月、「広域交通ネットワーク計画」として取りまとめました。

この中で、大江戸線の延伸については、整備について優先的に検討すべき 5 路線の 1 つに位置づけられました。

### 3. 大泉町三丁目地区の概況



低層の戸建て住宅を中心に、閑静な住宅地が形成されています。



地形的には、おおむね外環道を境に、東側は低く、西側は高くなっています。



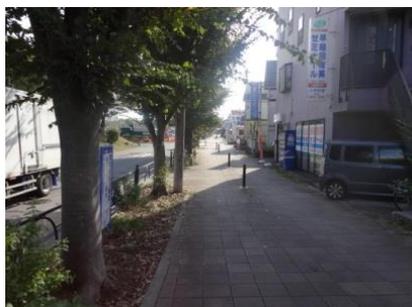
大泉町もみじやま公園は地域の憩いの場として利用され、近隣の農地等とともに、緑豊かな景観が形成されています。



補助 230 号線整備に伴う用地取得が進んでいます。



外環道の上部を大江戸線の新駅予定地としています。



外環道の沿道にはスーパーなどの店舗がありますが、日常の買物環境はやや不便な状況です。



住宅地には幅員の十分でない道路も見られます。日常の安全な通行に加え、災害時の避難や消火活動などに支障が出る恐れがあります。

### 4. まちづくりの検討の経過

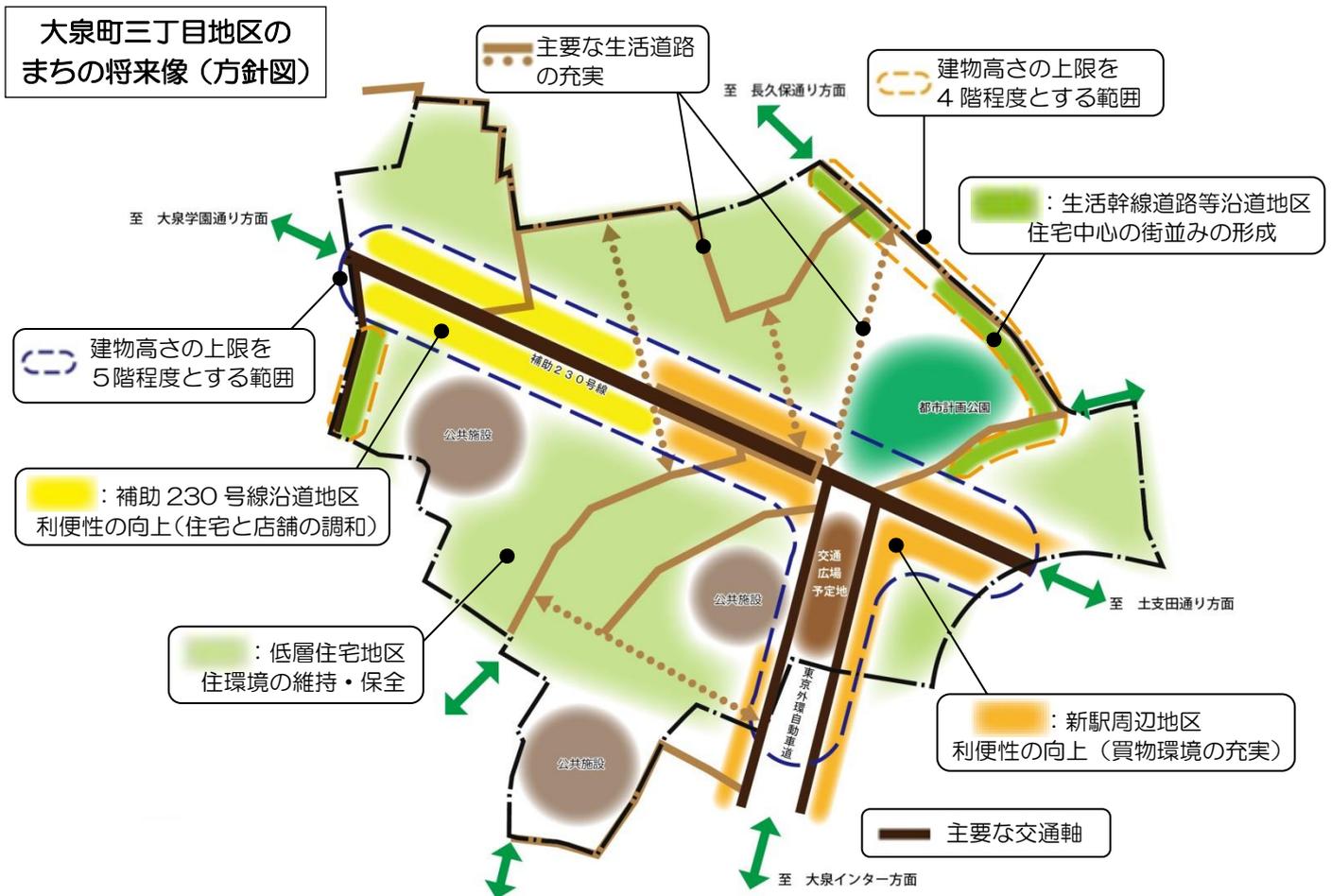
大泉町三丁目地区では、平成 18 年度に「補助 230 号線大泉町三丁目地区まちづくり協議会」を設立し、地域の皆様と将来のまちのあり方やまちづくりのルール等の検討を行い、平成 21 年に「地区計画の素案」として説明しました。

それ以降、関係機関との調整や、地区計画の素案をもとに地区施設（地区内の生活道路）の整備に関する説明を行ってきました。

この間、補助 230 号線の道路事業が進み、大江戸線の延伸についても次期答申に向けた動きが見られるなか、地区計画の内容について、今一度、必要な見直しを行い、平成 27 年 12 月にはあらためて「補助 230 号線大泉町三丁目地区地区計画（素案）」に関する説明会を開催しました。

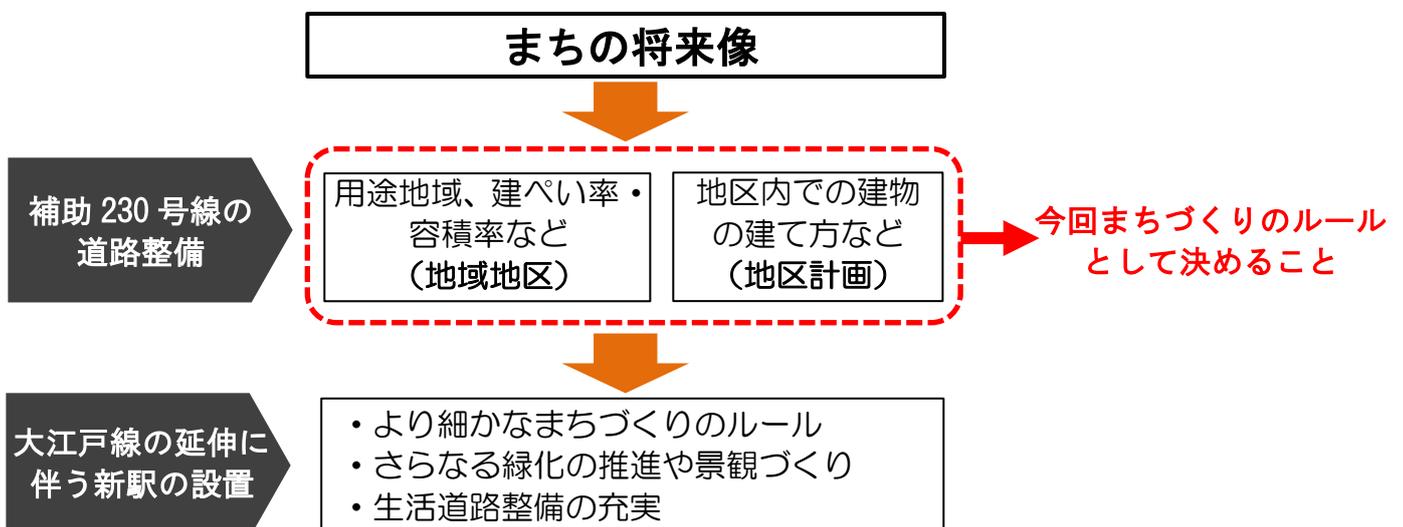
## 5. まちの将来像（まちづくり構想）について

大江戸線の延伸により新駅が設置された場合や補助 230 号線の道路が整備された場合を想定しながら、アンケート調査やまちづくり協議会でのこれまでの検討結果もとに、大泉町三丁目地区の「まちの将来像（まちづくり構想）」を整理しました。



## 6. まちの将来像（まちづくり構想）の実現に向けて

上図で整理した「大泉町三丁目地区のまちの将来像」を実現していくための取組みとして、まずは、補助 230 号線の道路整備にあわせた「まちづくりのルール」を定めていきます。



## 7. 地区計画の目標と方針

### (1) 地区計画の目標（要旨）

本地区は区の北西部に位置し、都市計画公園である大泉町もみじやま公園や比較的大きな生産緑地が存在するみどりの多い住宅地です。

地区内では、都市計画道路補助線街路第230号線（以下、「補助230号線」という。）の整備が進められており、補助230号線沿道では街並みの大きな変化が見込まれる一方で、周辺市街地では、住環境の保全や道路基盤の充実が課題となっています。また、補助230号線は、都営地下鉄大江戸線の光が丘から大泉学園町方面に向かう延伸を予定している空間であり、地区内に新駅の設置が予定されています。

そのため、本地区計画により、地区の特性を踏まえた建築物等の適正な制限を行うことにより、地域にふさわしい土地利用の誘導と、災害に強くみどり豊かで良好な住環境の保全や景観に配慮した街並みの形成を目指していきます。

### (2) 地区計画の方針（区域の整備、開発および保全に関する方針）

地区計画の方針として、以下の3つを定めます。

- 1) 土地利用の方針
- 2) 地区施設の整備の方針
- 3) 建築物等の整備の方針

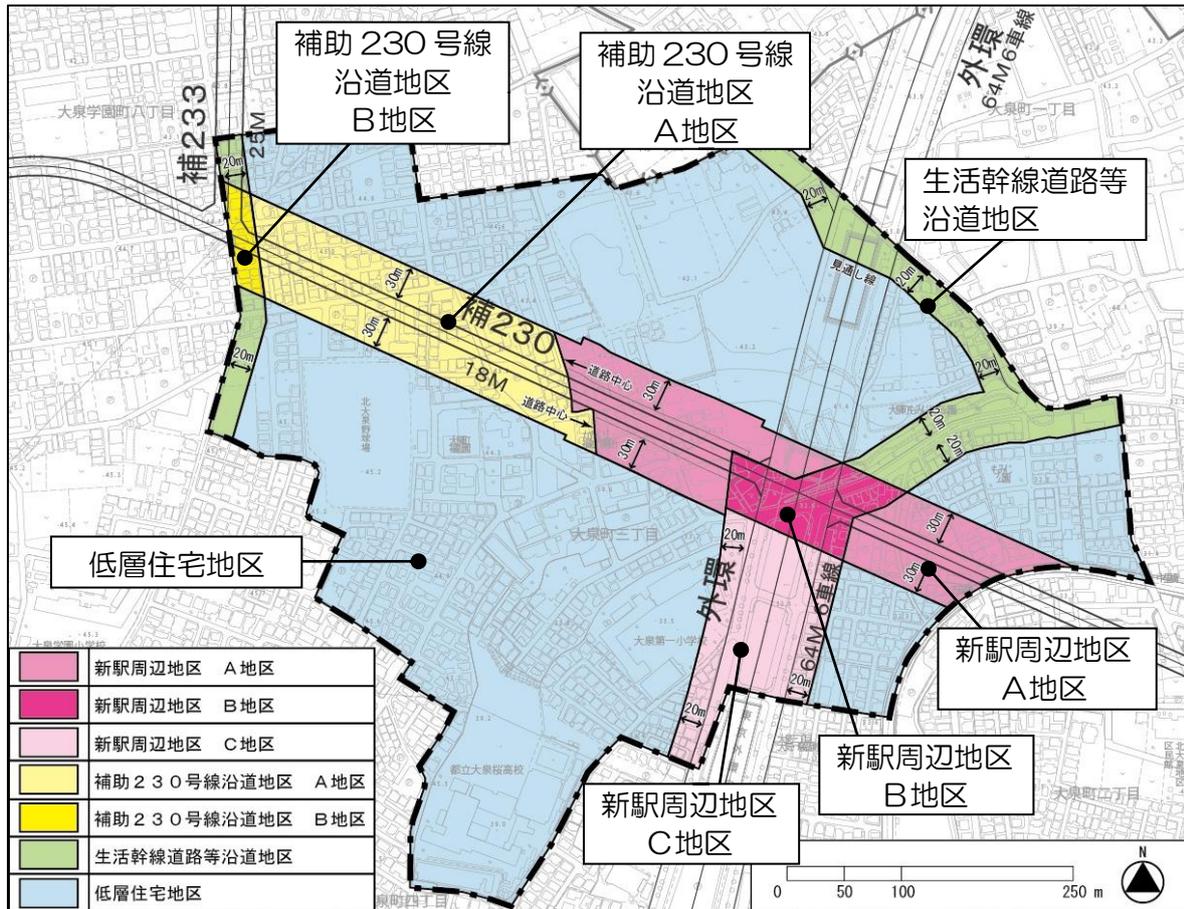
#### 1) 土地利用の方針

地区の特性を踏まえ、本地区を7つに区分し、それぞれの地区の土地利用の方針を定めます。

地区の名称	土地利用の方針
新駅周辺地区A地区	大江戸線延伸に伴う新駅の設置を見据えて、生活拠点にふさわしい地域の生活利便の向上に資する土地利用を誘導するとともに、景観に配慮した防災性が高い街並みを形成します。補助230号線の沿道においては、周辺住宅地の良好な住環境にも配慮しながら、健全かつ合理的な土地の高度利用を進めます。
新駅周辺地区B地区	
新駅周辺地区C地区	
補助230号線沿道地区A地区	周辺住宅地の良好な住環境に配慮しながら、住宅と店舗が調和した補助230号線沿道にふさわしい土地の高度利用を誘導するとともに、みどり豊かで景観に配慮した良好かつ防災性が高い街並みを形成します。
補助230号線沿道地区B地区	
生活幹線道路等沿道地区	中層住宅を中心とした生活幹線道路沿道にふさわしい土地利用への誘導を図り、みどり豊かで景観に配慮した良好な街並みを形成します。
低層住宅地区	低層住宅を主体としたみどり豊かで景観に配慮した良好な住宅市街地を形成します。

※次ページ「地区区分図」参照

■土地利用の方針に基づく地区区分図■



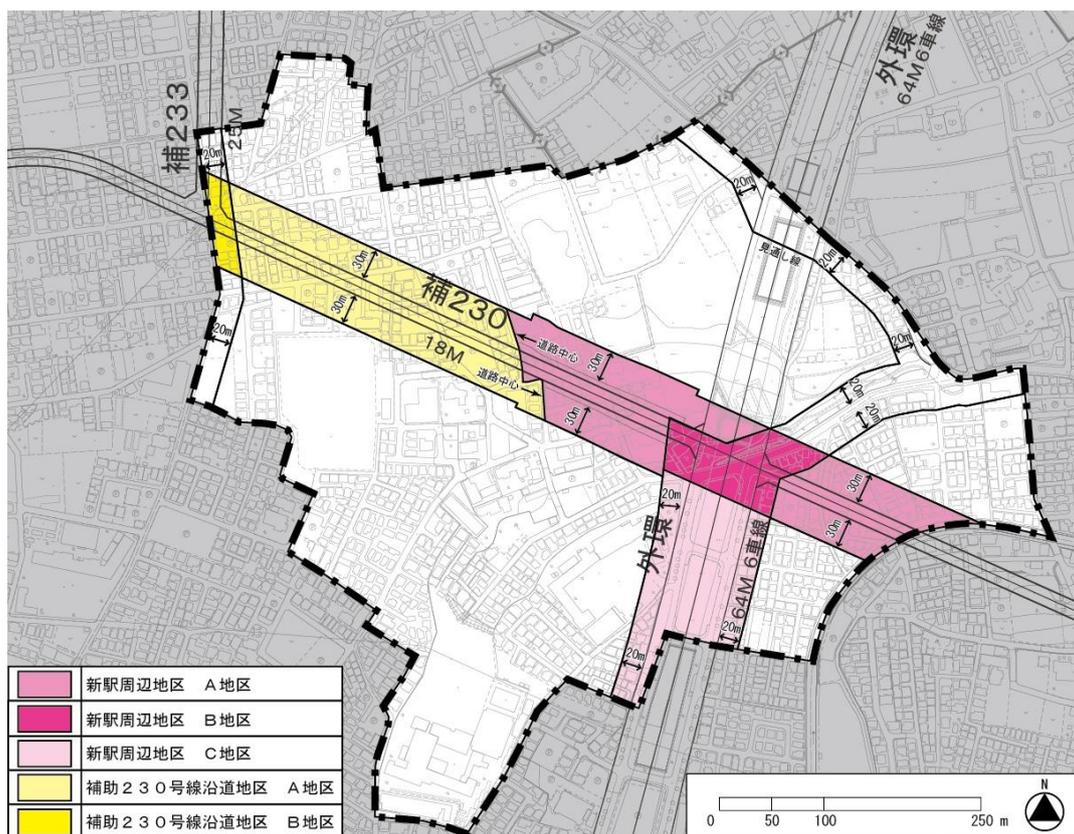
2) 地区施設の整備の方針

道路の整備	地区全体の道路ネットワークを形成するとともに防災性の向上を図るため、生活幹線道路および区画道路の整備を誘導します。
-------	---

3) 建築物等の整備の方針

◆建築物等の用途の制限	住宅と店舗が調和した街並みを誘導するために定めます。
◆建築物の敷地面積の最低限度	敷地の細分化を防ぐとともに、ゆとりのある住環境を保全するために定めます。
◆建築物等の高さの最高限度 ◆建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	周辺住宅地への配慮と良好な景観を誘導するために定めます。
◆壁面の位置の制限 ◆壁面後退区域における工作物の設置の制限	道路の整備および道路交差点における見通し空間を確保し、安全性や防災性の向上を図るために定めます。
◆垣またはさくの構造の制限	地震時のブロック塀等の倒壊を防ぎ、みどり豊かな街並みを形成するために定めます。

## 8. 新駅周辺地区・補助230号線沿道地区に関する都市計画



### <新駅周辺地区・補助230号線沿道地区のまちづくりのルール>

		現行	変更後
①建物の用途に関すること 【解説①】	用途地域【地域地区】	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域	第一種住居地域
	建築物等の用途の制限【地区計画】	—	ホテル・旅館 葬祭場
②建物の大きさに関すること 【解説②】	建ぺい率【地域地区】	50%・60%	60%
	容積率【地域地区】	100%・200%	300%
	容積率の最高限度【地区計画】	—	※新駅周辺地区C地区は200%
③建物の高さに関すること 【解説③】	高度地区【地域地区】	第一種(10m) 17m第1種 17m第2種	20m第2種 ※新駅周辺地区C地区は17m第2種
	建築物の高さの最高限度【地区計画】	—	17m
④建物の構造に関すること 【解説④】	防火地域【地域地区】	準防火地域	防火地域 ※新駅周辺地区C地区は準防火地域
⑤その他 建築物・敷地に関すること 【解説⑤】	建築物の敷地面積の最低限度【地区計画】	—	110㎡
	建築物の形態または色彩その他の意匠の制限【地区計画】	—	建築物の屋根および外壁等の色彩は、原色の使用を避け、街並みとの調和を図るものとします。
	垣またはさくの構造の制限【地区計画】	—	道路に面して設ける垣またはさくは、生垣またはフェンス等の開放性のある構造とします。

## 解説① 建物の用途に関すること

用途地域を「第一種住居地域」に変更することで、建築可能な建物の用途が増えます。  
一方で、「ホテルまたは旅館」「葬祭場」の用途については地区計画で制限していきます。

※用途地域については、14 ページをご参照ください。

## 解説② 建物の大きさに関すること

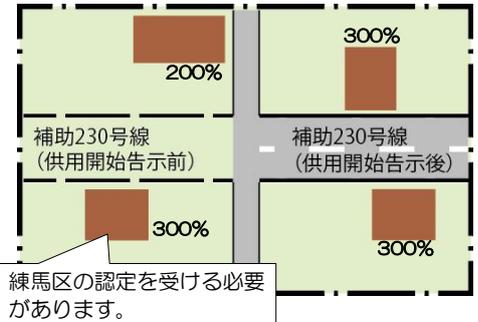
「新駅周辺地区（A地区・B地区）」と「補助230号線沿道地区（A地区・B地区）」では、建物を大きく建てられるように建ぺい率を60%、容積率を300%に変更します。

ただし、変更後の容積率を活用できるのは、原則、補助230号線の道路が供用開始告示後となります。それ以前に活用される場合には、練馬区の認定を受ける必要があります。

※「新駅周辺地区（C地区）」は、現行の建ぺい率60%、容積率200%から変更はありません。

※建ぺい率・容積率については、14 ページをご参照ください。

### (参考) 容積率の活用イメージ

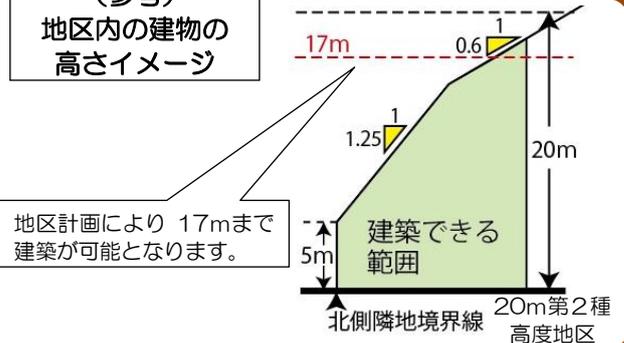


## 解説③ 建物の高さに関すること

高度地区を変更することで、建物を立体的に建てられる範囲を広げるとともに、『練馬区風致地区条例』に定める緩和規定を充たした建築物については、建物の高さを17m（概ね5階程度）まで可能とします。

※風致地区の制限については、14 ページをご参照ください。

### (参考) 地区内の建物の高さイメージ



## 解説④ 建物の構造に関すること

「新駅周辺地区（A地区・B地区）」と「補助230号線沿道地区（A地区・B地区）」では、火災時の延焼を防ぐ延焼遮断帯としての機能を高めるため、建物を燃えにくく、倒壊しにくくする防火地域に指定していきます。

※新駅周辺地区C地区は、現行の準防火地域から変更はありません。

### 耐火建築物：

主に鉄筋コンクリート造で、最も耐火性能の高い建築物

### 準耐火建築物：

屋根・壁・柱など主要構造部が準耐火性能を満たしている建築物

※木造であっても、一定の性能を充たせば、準耐火建築物となり、建築が可能になります。

### (参考) 防火地域内の建築物



## 解説⑤ その他 建築物・敷地に関すること（すべての地区共通）

敷地の細分化を防ぎ、ゆとりある住環境を保全するため、敷地を分割する際の敷地面積の最低限度を110㎡とします。また、景観に配慮し、建築物の屋根および外壁等の色彩は、原色の使用を避け、街並みと調和したものとします。さらに、道路に面して設ける垣またはさくは、生垣またはフェンス等の開放性のある構造とします。（ただし、80cm以下の部分は対象ではありません。）

※詳細については15 ページをご参照ください。

## 9. 生活幹線道路等沿道地区に関する都市計画



### <生活幹線道路等沿道地区のまちづくりのルール>

		現 行	変 更 後
①建物の用途 に関すること 【解説①】	用途地域 【地域地区】	第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 (変更なし)
	建築物等の用途の制限 【地区計画】	—	—
②建物の大きさ に関すること 【解説②】	建ぺい率【地域地区】	60%	60% (変更なし)
	容積率【地域地区】	200%	200% (変更なし)
	容積率の最高限度 【地区計画】	—	—
③建物の高さ に関すること 【解説③】	高度地区 【地域地区】	17m第1種 (地区西側) 17m第2種 (地区東側)	17m第1種 (変更なし) 17m第2種 (変更なし)
	建築物の高さの最高限度 【地区計画】	—	15m
④建物の構造 に関すること 【解説④】	防火地域 【地域地区】	準防火地域	準防火地域 (変更なし)
⑤その他 建築物・敷地 に関すること 【解説⑤】	建築物の敷地面積の最低限度 【地区計画】	—	110㎡
	建築物の形態または 色彩その他の意匠の制限 【地区計画】	—	建築物の屋根および外壁 等の色彩は、原色の使用を 避け、街並みとの調和を図 るものとします。
	垣またはさくの構造の制限 【地区計画】	—	道路に面して設ける垣ま たはさくは、生垣またはフ ェンス等の開放性のある構 造とします。

## 解説① 建物の用途に関すること

用途地域は、現行の「第一種中高層住居専用地域」から変更はありません。

※用途地域については、14 ページをご参照ください。

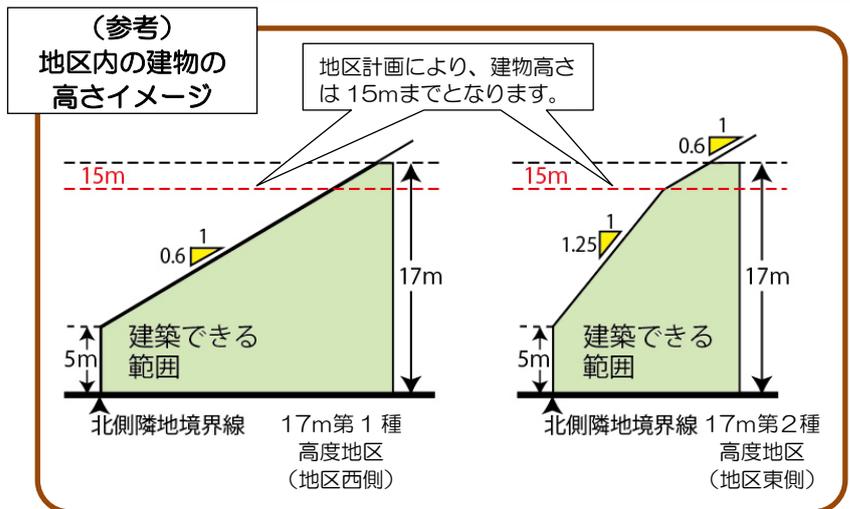
## 解説② 建物の大きさに関すること

建ぺい率・容積率は、現行の60%・200%から変更はありません。

※建ぺい率・容積率については、14 ページをご参照ください。

## 解説③ 建物の高さに関すること

背後の住環境と調和した街並みを形成するため、地区計画により、建築物の高さを15m（概ね4階程度）までとします。なお、『練馬区風致地区条例』に定める緩和規定を充たした建築物であっても、建物の高さは15mまでとなります。



## 解説④ 建物の構造に関すること

現行の準防火地域から変更はありません。

### 耐火建築物：

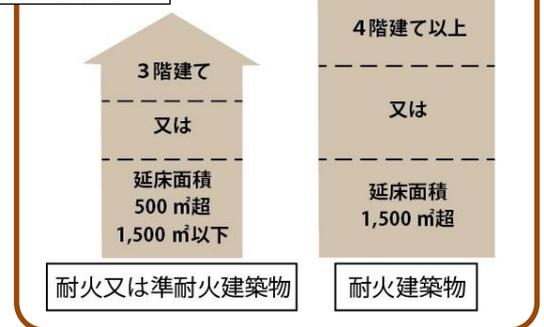
主に鉄筋コンクリート造で、最も耐火性能の高い建築物

### 準耐火建築物：

屋根・壁・柱など主要構造部が準耐火性能を満たしている建築物

※木造であっても、一定の性能を充たせば、準耐火建築物となり、建築が可能になります。

(参考) 準防火地域内の建築物

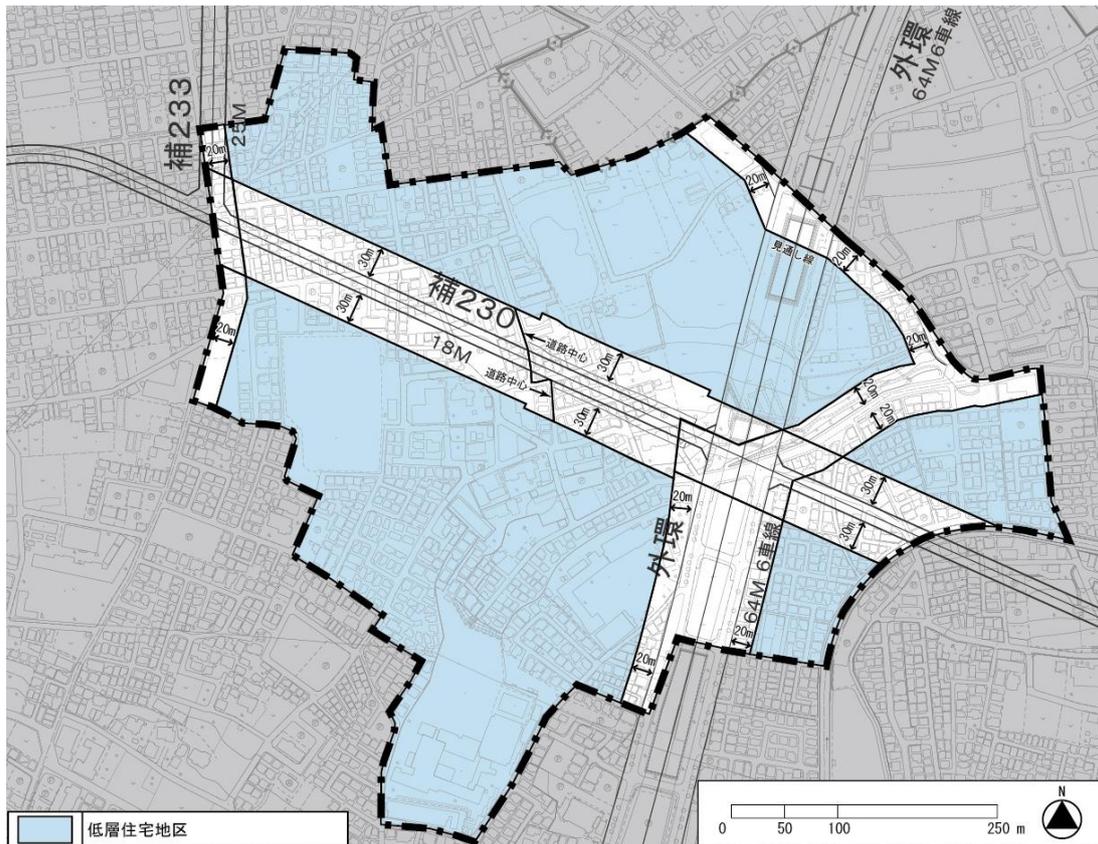


## 解説⑤ その他 建築物・敷地に関すること (すべての地区共通)

敷地の細分化を防ぎ、ゆとりある住環境を保全するため、敷地を分割する際の敷地面積の最低限度を110㎡とします。また、景観に配慮し、建築物の屋根および外壁等の色彩は、原色の使用を避け、街並みと調和したものとします。さらに、道路に面して設ける垣またはさくは、生垣またはフェンス等の開放性のある構造とします。(ただし、80cm以下の部分は対象ではありません。)

※詳細については15 ページをご参照ください。

## 10. 低層住宅地区に関する都市計画



### <低層住宅地区のまちづくりのルール>

		現 行	変 更 後
①建物の用途 に関すること 【解説①】	用途地域 【地域地区】	第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域 (変更なし)
	建築物等の用途の制限 【地区計画】	—	—
②建物の大きさ に関すること 【解説②】	建ぺい率【地域地区】	50%	50% (変更なし)
	容積率【地域地区】	100%	100% (変更なし)
	容積率の最高限度 【地区計画】	—	—
③建物の高さ に関すること 【解説③】	高度地区 【地域地区】	第1種 (10m)	第1種 (10m) (変更なし)
	建築物の高さの最高限度 【地区計画】	—	—
④建物の構造 に関すること 【解説④】	防火地域 【地域地区】	準防火地域	準防火地域 (変更なし)
⑤その他 建築物・敷地 に関すること 【解説⑤】	建築物の敷地面積の最低限度 【地区計画】	—	110㎡
	建築物の形態または 色彩その他の意匠の制限 【地区計画】	—	建築物の屋根および外壁 等の色彩は、原色の使用を 避け、街並みとの調和を図 るものとします。
	垣またはさくの構造の制限 【地区計画】	—	道路に面して設ける垣ま たはさくは、生垣またはフ ェンス等の開放性のある構 造とします。

## 解説① 建物の用途に関すること

用途地域は、現行の「第一種低層住居専用地域」から変更はありません。

※用途地域については、14 ページをご参照ください。

## 解説② 建物の大きさに関すること

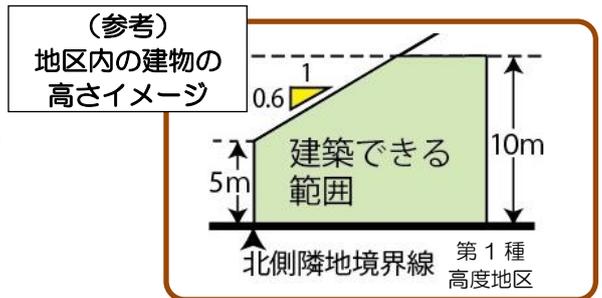
建ぺい率・容積率は、現行の50%・100%から変更はありません。

※建ぺい率・容積率については、14 ページをご参照ください。

## 解説③ 建物の高さに関すること

地区計画では定めませんので、現行の都市計画に定める制限内容となります。

※現行の都市計画上、第一種住居専用地域では、建物の高さは10m以下に制限されています。



## 解説④ 建物の構造に関すること

現行の準防火地域から変更はありません。

### 耐火建築物：

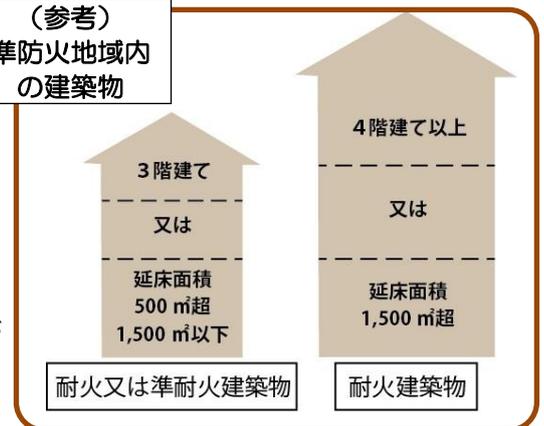
主に鉄筋コンクリート造で、最も耐火性能の高い建築物

### 準耐火建築物：

屋根・壁・柱など主要構造部が準耐火性能を満たしている建築物

※木造であっても、一定の性能を充たせば、準耐火建築物となり、建築が可能になります。

(参考)  
準防火地域内の建築物



## 解説⑤ その他 建築物・敷地に関すること (すべての地区共通)

敷地の細分化を防ぎ、ゆとりある住環境を保全するため、敷地を分割する際の敷地面積の最低限度を110㎡とします。また、景観に配慮し、建築物の屋根および外壁等の色彩は、原色の使用を避け、街並みと調和したものとします。さらに、道路に面して設ける垣またはさくは、生垣またはフェンス等の開放性のある構造とします。(ただし、80cm以下の部分は対象ではありません。)

※詳細については15 ページをご参照ください。

# 11. 生活道路の整備に関する都市計画

## (1) 地区施設道路の配置

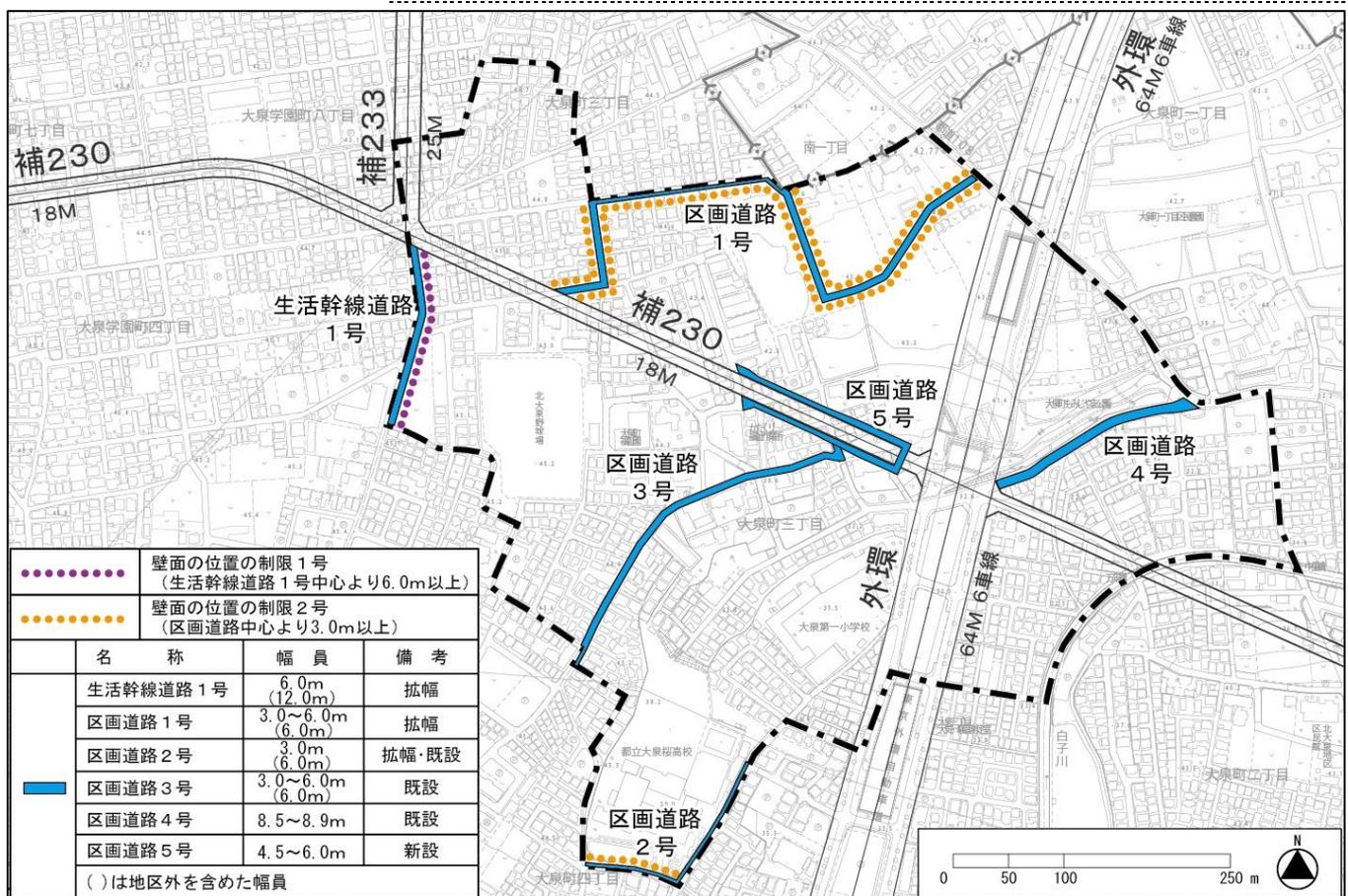
【地区計画】

地域の骨格となる生活道路の充実を図るため、地区内の生活道路のうち、歩行者および自動車の安全な通行、災害時の避難や救助活動等に寄与する6路線を「地区施設道路」として地区計画に定めます。※下図参照

地区施設道路として必要な計画幅員（6～12m）を確保するため、地区施設道路に面する敷地で建築行為を行う際には、現在の道路から一定の空間をあけて建物を建てたり、塀などの工作物を後退させて設置する必要があります。※後述 P13 の（2）（3）参照

これにより、道路の沿道で個々に建て替えが進むにつれ、徐々に通行可能な空間を確保し、地区内の利便性および安全性、防災性が高まります。

※地区計画が決定されても、直ちに建て替え等を行う必要はありません。



### <新設および拡幅を伴う地区施設道路>

種別	道路名称	計画幅員	備考
新設	区画道路 5号	4.5~6.0m	区画道路 5号は、補助 230号線の側道整備により必要な道路幅員が確保されます。
拡幅	生活幹線道路 1号	12.0m	生活幹線道路 1号、区画道路 1号の一部、区画道路 2号（既設部分を除く）については、地区境のため、当地区計画により確保する道路幅員は、計画幅員の半分となります。
	区画道路 1号	6.0m	
	区画道路 2号（一部／南側）	6.0m	

※区画道路 2号（一部／東側）、3号、4号については、既に必要な道路幅員が確保されているため、拡幅の必要はありません。

(2) 壁面の位置の制限

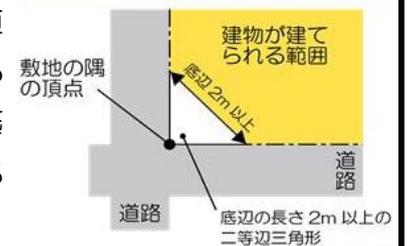
【地区計画】

(3) 壁面後退区域における工作物の設置の制限

【地区計画】

地域の骨格となる道路空間やすみきりを確保し、安全性や防災性の向上を図るため、以下のとおり、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限を地区計画に定めます。

<壁面の位置の制限>

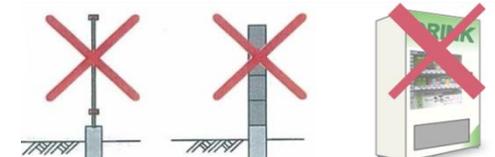
<p>生活幹線道路1号の沿道</p> <p>「壁面の位置の制限1号」が定められている部分が対象となります。</p>	<p>建築物の外壁またはこれに代わる柱（ベランダ、バルコニー、軒、出窓等を含みます。）（以下「外壁等」といいます。）から道路中心線までの距離は6m以上とします。</p>
<p>区画道路1号および2号の沿道</p> <p>「壁面の位置の制限2号」が定められている部分が対象となります。</p>	<p>建築物の外壁等の面から道路中心までの距離は3m以上とします。</p>
<p>すみきり</p> <p>道路が交差するすべての角敷地（地区施設道路以外も含みます）が対象となります。</p>	<p>建築物の外壁等の面は、道路境界線の交点を頂点とする二等辺三角形の長さ2mの底辺となる線以上後退させるものとします。</p>  <p>※交差により生じる内角が120度以上の場合を除きます。</p>

※壁面の位置の制限については、地区計画による制限のほか、練馬区風致地区条例により、道路境界線、隣地境界線からの後退距離が別途定められています。風致地区条例に基づく制限には緩和規定も定められていますので、建築計画を立てる際にはあわせてご確認ください。

<壁面後退区域における工作物の設置の制限>

壁面の位置の制限により道路境界線から建築物が後退した区域には、門、塀、擁壁、広告物、看板、自動販売機等の通行の妨げとなるような工作物を設置することはできません。ただし、公益上必要なもので用途上、構造上やむを得ないものはこの限りではありません。

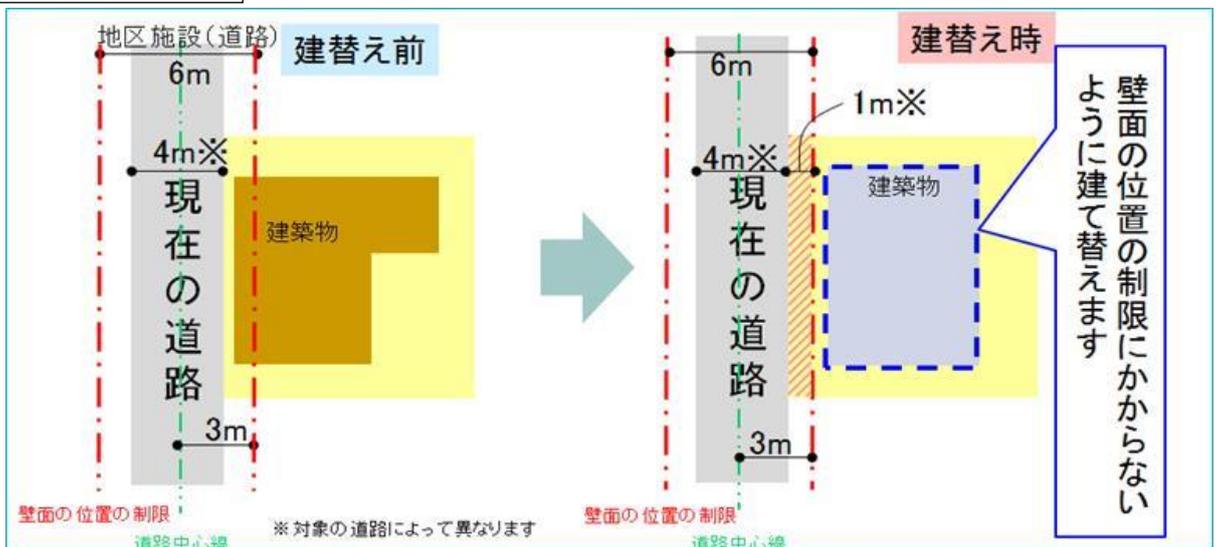
■壁面後退区域に設置できない工作物の例



【フェンス】 【ブロックべい】 【自動販売機】

(参考) 壁面の位置の制限、工作物の設置制限のイメージ

<現在4mの区画道路で、道路中心から3m後退する場合>



## 12. 用語解説・各地区の制限内容にかかる考え方

### (1) 用途地域

都市の健全な発展と秩序ある整備を目指し、建物用途の建築可能な範囲を定めるものです。住宅、商業、工業などの土地利用の保全・育成と、これらの混在を防ぐために定めます。



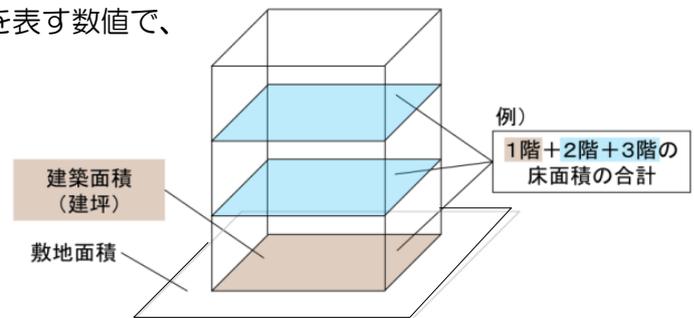
図出典：国土交通省ホームページより

### (2) 建ぺい率・容積率

建ぺい率は「敷地面積に対する建築面積の割合」を、容積率は「敷地面積に対する延床面積の割合」を表す数値で、建築可能な建物のボリュームを定めるものです。

$$\text{建ぺい率(\%)} = \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

$$\text{容積率(\%)} = \frac{\text{各階の床面積の合計}}{\text{敷地面積}} \times 100$$



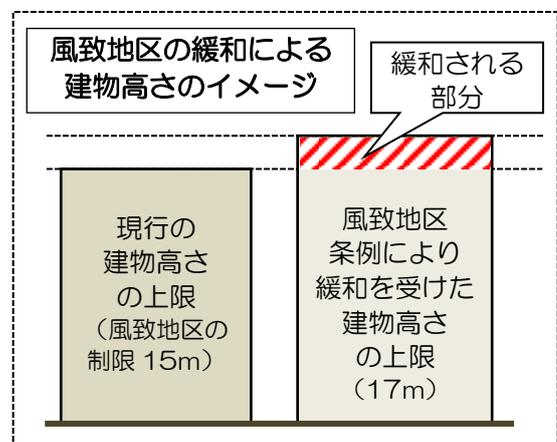
### (3) 風致地区による制限

原則、風致地区内で建築を行う際には、『練馬区風致地区条例』に基づく下記の許可基準を守って建築する必要があります。

風致地区内で建築する際の許可基準（原則）

道路からの壁面後退距離	道路以外（隣地等）からの壁面後退距離	建ぺい率	高さ制限
2m以上	1.5m以上	40%以下	15m以下

上記の基準により、現状、地区内で建築する際は、15mまでの高さ制限となっていますが、今回の地区計画により、「新駅周辺地区（A地区・B地区・C地区）」「補助230号線沿道地区（A地区・B地区）」で建築する際には、『練馬区風致地区条例に基づく許可に関する審査基準要綱』に定める緩和規定（敷地内に20～30%の緑地を設ける）を充たすことで地区計画で定める17mの高さまで建築が可能となり、あわせて建ぺい率も60%となります。



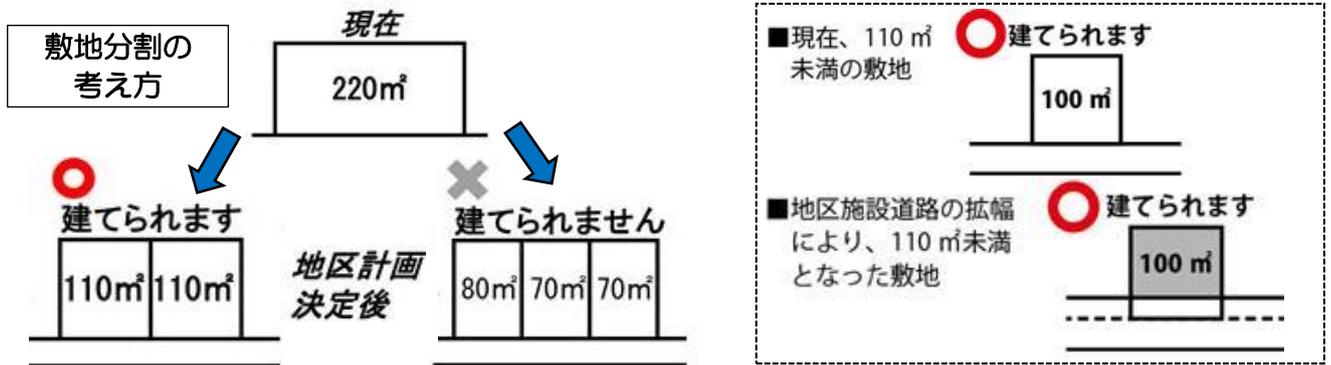
※このほか壁面後退距離についても緩和されますので、建物計画をご検討の際には、練馬区の担当窓口までお問い合わせください。

#### (4) 建築物の敷地面積の最低限度の考え方

【地区計画】

敷地の分割などを行う際に、建築物を建てる敷地の規模として守っていただく基準を言います。敷地面積の最低限度を 110 m<sup>2</sup>とした場合、110 m<sup>2</sup>未満の敷地に分割することはできません。

ただし、地区計画が決定する時点（決定告示日時点）で 110 m<sup>2</sup>未満の敷地や、前述の地区施設道路の整備など公共施設の整備等により 110 m<sup>2</sup>未満となる敷地は、地区計画の決定以降も、敷地分割をしない限り建築することができます。



#### (5) 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

【地区計画】

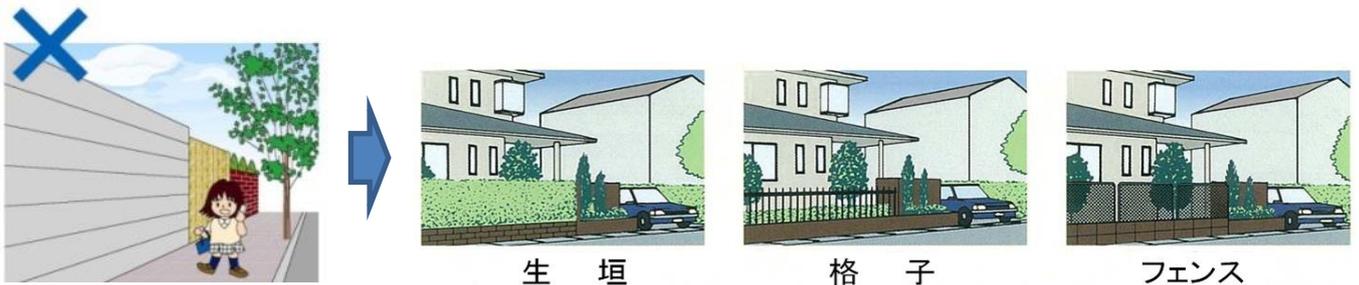
景観に配慮した街並みを形成するため、建築物の屋根および外壁等の色彩は、原色の使用を避け、街並みとの調和を図るものとします。



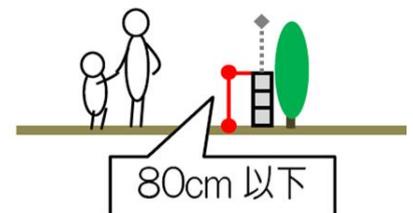
#### (6) 垣またはさくの構造の制限

【地区計画】

地震時のブロック塀等の倒壊を防ぐとともに、みどり豊かな街並みを形成するため、道路に面して設ける垣またはさくは、生垣またはフェンス等の開放性のある構造とします。



※ただし、高さ80 cm以下の部分はこの限りではありません。

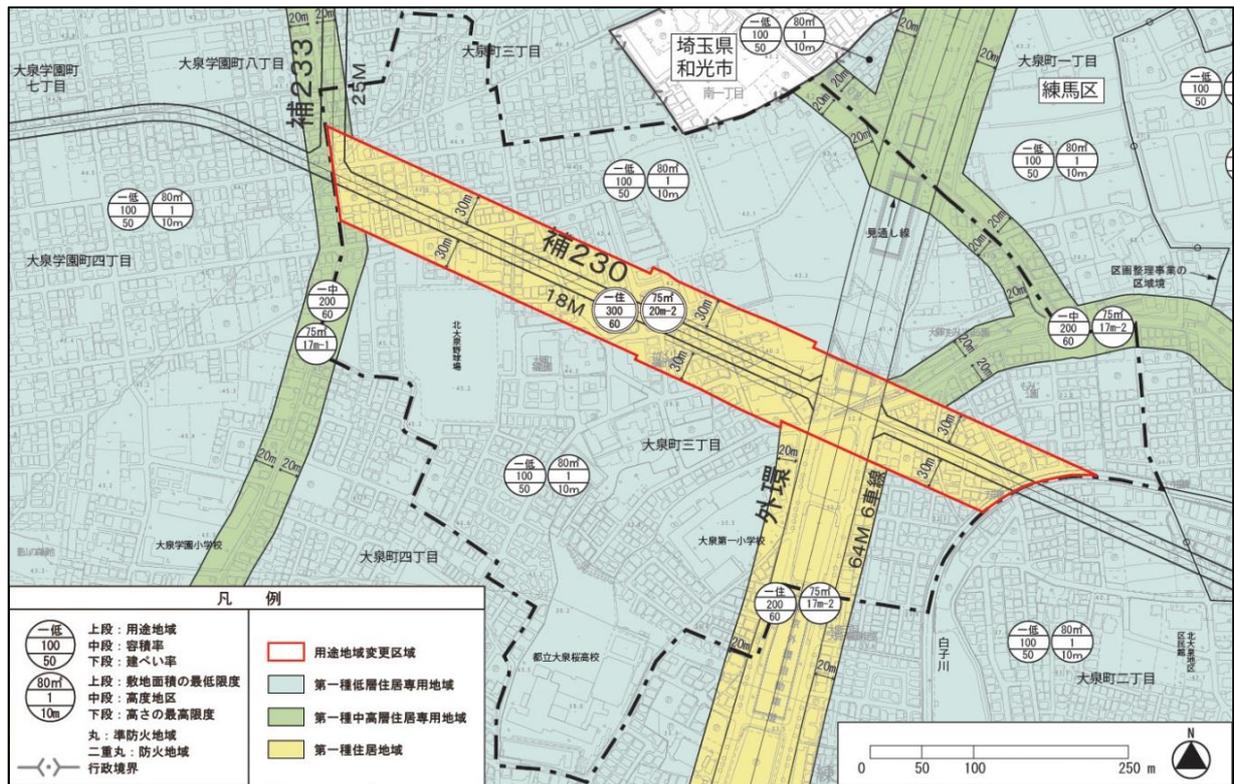


### 13. まとめ

大泉町三丁目地区におけるまちづくりルール一覧

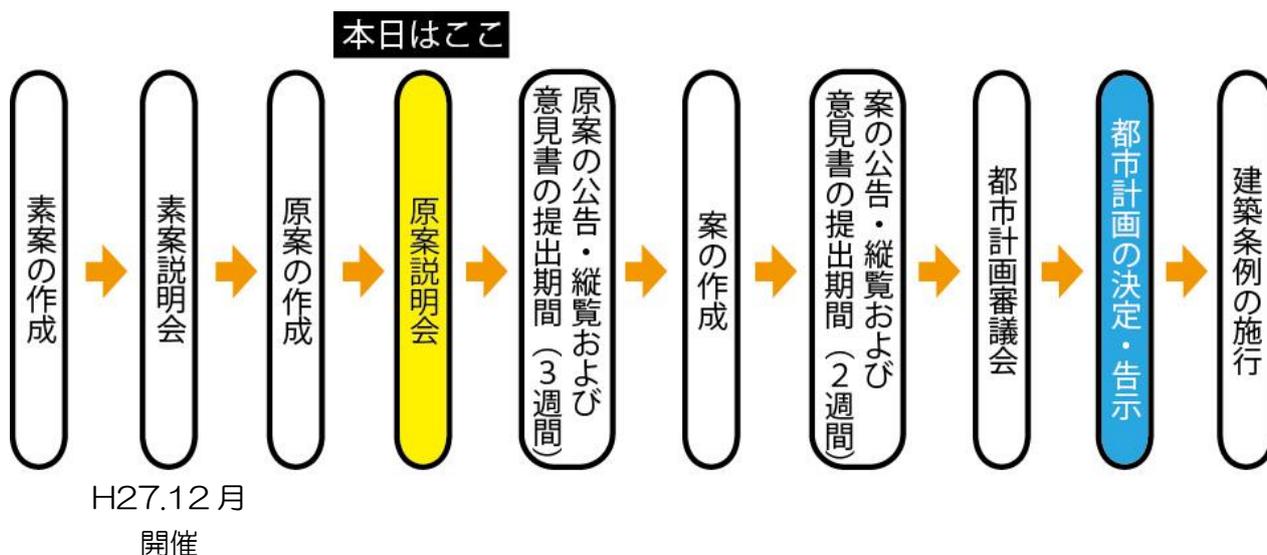
制限の種類	新駅周辺地区			補助 230 号線 沿道地区		生活幹線 道路等 沿道地区	低層 住宅 地区
	A 地区	B 地区	C 地区	A 地区	B 地区		
用途地域	一住					一中	一低
建ぺい率	60%					60%	50%
容積率	300%		200%	300%		200%	100%
高度地区	20m2 種		17m 2種	20m2 種		17m1 種 17m2 種	1 種 (10m)
防火地域・準防火地域	防火		準防火	防火		準防火	準防火
建築物等の用途の制限	ホテル、旅館、葬祭場					—	—
容積率の最高限度	300%		—	300%		—	—
建築物等の高さの最高限度	17m					15m	10m
建築物の敷地面積の 最低限度	110㎡						
建築物等の形態又は色彩 その他の意匠の制限	屋根、外壁等の色彩						
垣またはさくの構造の制限	生垣またはフェンス等						
地区施設道路の配置	6 路線						
壁面の位置の制限	地区施設道路拡幅の後退、すみきりの後退						
壁面後退区域における 工作物の設置の制限	地区施設道路後退部分、すみきり部分						

■地域地区の変更予定図



## 14. 今後のスケジュール

今後は地区計画や地域地区の都市計画決定を目指し、都市計画法に基づく手続きを進めていきます。



### ●お問い合わせ

練馬区 都市整備部 大江戸線延伸推進課

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号

担当：柏木・芝崎・馬立

TEL：03-5984-1564（直通） FAX：03-5984-1226

メール：enshin04@city.nerima.tokyo.jp